○新潟市産業振興センター条例施行規則

昭和62年3月31日

規則第30号

改正　平成12年3月28日規則第6号

平成17年7月1日規則第173号

平成19年3月30日規則第61号

平成22年3月23日規則第3号

(趣旨)

第1条　この規則は，新潟市産業振興センター条例(昭和61年新潟市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条　削除

(平17規則173)

(利用の許可)

第4条　新潟市産業振興センター(以下「センター」という。)の利用の許可を受けようとするものは，別記様式第1号による申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出は，利用開始日の1年前から前日までの間に行わなければならない。

3　指定管理者は，センターの利用を許可したときは別記様式第2号による許可書を交付するものとする。

(平17規則173・一部改正)

(利用の予約)

第5条　センターを利用しようとするものは，前条第1項の規定により申請書を提出する前に，あらかじめ別記様式第3号による予約申込書を指定管理者に提出し，センターの利用の予約の申込みをすることができる。

2　前項の予約は，その予約の申込みをしたものが指定管理者の指定する期日までにあらためて前条に規定する手続きを経て利用の許可を受けなければ，その効力を失う。

(平17規則173・一部改正)

(使用料の納付期日決定の申請)

第6条　条例第4条第2項ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは，別記様式第4号による使用料納付期日決定申請書を第4条の規定による申請書の提出と同時に指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則173・一部改正)

(実費の徴収時期)

第7条　条例別表備考第4項に規定する電気，ガス，水道，冷暖房又は電話を使用した場合の実費はこれらの使用終了後，速やかに徴収する。

(利用の許可の基準)

第8条　センターの利用の許可は，その申請書が受理された順序によつてするものとする。この場合において，2以上の申請書が同時に提出されたときは，抽せん又は協議によつてその受理の順序を定める。

2　指定管理者は，特別の理由があると認められる場合は，市長の承認を得て前項の規定によらないでセンターの利用を許可することができる。

(平17規則173・一部改正)

(利用中止の届出)

第9条　センターの利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は，利用をやめようとするときは別記様式第5号による利用中止届出書を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則173・一部改正)

(利用終了の届出)

第10条　利用者は，センターの利用を終了したときは直ちに原状に回復し管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(使用料の還付申請)

第11条　条例第4条第3項の規定により使用料の還付を受けようとするものは，別記様式第6号による申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の免除申請)

第12条　条例第4条第4項の規定により使用料の免除を受けようとするものは，別記様式第7号による申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則173・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第13条　指定管理者の指定を受けようとするものは，別記様式第8号による指定管理者指定申請書により，市長に申請しなければならない。

2　条例第8条第1項及び新潟市産業振興センター条例の一部を改正する条例(平成17年新潟市条例第57号)附則第2項の規則で定める書類は，次に掲げるものとする。

(1)　定款，寄附行為又はこれらに準ずるもの

(2)　役員名簿

(3)　経営状況に関する書類

(4)　納税を証する書類

(5)　その他市長が必要と認める書類

(平17規則173・追加)

(徴収委託)

第14条　市長は，地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により，私人に使用料の徴収の事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(平17規則173・追加)

(徴収事務委託証)

第15条　市長は，前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第9号による産業振興センター使用料徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(平17規則173・追加)

(徴収委託の告示及び公表)

第16条　市長は，第14条の規定により徴収委託をした場合は，その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し，かつ，市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(平17規則173・追加)

(受託者の領収証書の交付)

第17条　受託者は，徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は，領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(平17規則173・追加)

(徴収した使用料の払込み)

第18条　受託者は，徴収した使用料を徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日，土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは，これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関，指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(平17規則173・追加，平19規則61・一部改正)

(徴収委託の解除)

第19条　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，徴収委託を解除するものとする。

(1)　受託者が不正な行為をした場合

(2)　受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかつた場合

(3)　受託者から徴収委託の解除の申出があつた場合

(4)　その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認めた場合

2　前項の規定により徴収委託を解除された者は，直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3　第16条の規定は，第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(平17規則173・追加，平19規則61・一部改正)

(その他)

第20条　この規則に定めるもののほか，センターの利用に関し必要な事項は，別に定める。

(平17規則173・旧第13条繰下)

附　則

(施行期日)

1　この規則は，条例の施行の日(昭和62年4月1日)から施行する。

(平22規則3・旧附則・一部改正)

(指定管理者の指定の特例に係る提出書類)

2　条例附則第2項の規則で定める書類は，次に掲げるものとする。

(1)　定款，寄附行為又はこれらに準ずるもの

(2)　役員名簿

(3)　経営状況に関する書類

(4)　納税を証する書類

(5)　その他市長が必要と認める書類

(平22規則3・追加)

附　則(平成12年規則第6号)

(施行期日)

1　この規則は，平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の新潟市産業振興センター条例施行規則に定める様式による申請書等の用紙は，当分の間，使用することができるものとする。

附　則(平成17年規則第173号)

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成19年規則第61号)

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成22年規則第3号)

この規則は，公布の日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

新潟市産業振興センター利用許可申請書

年　月　日

(あて先)新潟市産業振興センター指定管理者

〒

申請者　住所(法人にあつては所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話

下記のとおり利用したいので申請します。

なお, 利用に際しては新潟市産業振興センター条例及びこれに基づく規則その他の指示に従います。

催事名			
催事内容			
期日	年　月　日(　)から 年　月　日(　)まで　(　日間)		
	準備(搬入)	開催	撤去(搬出)
	年　月　日　時から 年　月　日　時まで	年　月　日　時から 年　月　日　時まで	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
利用区分	1階		
	展示ホール	小会議室	主催者室
	全面・2/3・1/2・1/3	第1・第2・第3・第4・特小	第1・第2・第3
	2階		
	大会議室	中会議室	多目的スペース

利用責任者		催事内容の公表	可・否
入場予定者数	人(招待・一般)	入場料	有・無
備品の利用	机・椅子(パイプ・肘掛)・ステージ	光熱水等の利用	電気・水道・ガス・冷暖房
*使用料	円(明細は別紙「使用料明細書」のとおり)		

(注)*印の欄は記入しないでください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。

処理欄	受理	年　月　日
	起案	年　月　日
	決裁	年　月　日
	許可	年　月　日
	許可番号	
	使用料納入	年　月　日

別記様式第2号(第4条関係)

(表)

許可番号

新潟市産業振興センター利用許可書

年　月　日

様

新潟市産業振興センター指定管理者　　　印

下記のとおり利用を許可します。

<table>
<tr><td>催事名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>催事内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">期日</td><td colspan="4">年　月　日(　)から
年　月　日(　)まで(　日間)</td></tr>
<tr><td colspan="2">準　備(搬入)</td><td>開　催</td><td>撤　去(搬出)</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　月　日　時から
年　月　日　時まで</td><td>年　月　日　時から
年　月　日　時まで</td><td>年　月　日　時から
年　月　日　時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用区分</td><td colspan="4">1　階</td></tr>
<tr><td colspan="2">展示ホール</td><td>小会議室</td><td>主催者室</td></tr>
<tr><td colspan="2">全面・2/3・1/2・1/3</td><td>第1・第2・第3・第4・特小</td><td>第1・第2・第3</td></tr>
<tr><td colspan="4">2　階</td></tr>
<tr><td colspan="2">大会議室</td><td>中会議室</td><td>多目的スペース</td></tr>
<tr><td>利用責任者</td><td colspan="2"></td><td>催事内容の公表</td><td>可・否</td></tr>
<tr><td>入場予定者数</td><td colspan="2">人(招待・一般)</td><td>入場料</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>備品の利用</td><td colspan="2">机・椅子(パイプ・肘掛)・ステージ</td><td>光熱水等の利用</td><td>電気・水道・ガス・冷暖房</td></tr>
<tr><td>使用料</td><td colspan="4">円(明細は別紙「使用料明細書」のとおり)</td></tr>
<tr><td>許可条件</td><td colspan="4">裏面に記載</td></tr>
</table>

（裏）

利用に当たつては，次の制限等がありますので厳守してください。(許可条件)

（利用上の制限）

第 1　利用を許可された者(以下「利用者」という。)は，利用を許可する物件(以下「利用物件」という。)を常に善良なる管理者の注意をもつて維持保存に努めるとともに，利用目的以外の用に供してはならない。

（使用料）

第 2　使用料は,市長が別に発行する納入通知書により,所定の期日までに納入しなければならない。

（経費の負担）

第 3　利用者は，利用物件に付帯し，特別に利用した電気・ガス・水道・冷暖房・電話に係わる経費は，その実費相当額を後納しなければならない。

（転貸等の禁止）

第 4　利用者は，利用の権利を譲渡し，若しくは担保に供し，又は利用物件を転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第 5　指定管理者は，次の各号の一に該当するものに対し，この条例の規定による許可を取り消し，若しくは利用の停止を命じ，又はセンターからの退去を命ずることができる。

(1)　条例又はこの条例に基づく規則に違反しているもの

(2)　条例に基づく許可の条件に違反しているもの

(3)　偽りその他不正な行為によりセンターの利用の許可を受けたもの

2　前項の規定により，市長が利用の許可を取り消し，又は利用を停止させた場合において，利用者が損害を被ることがあつても，市及び指定管理者は損害の補償をしない。

（原状回復）

第 6　利用者は，センターの利用を終了したとき，又は利用の許可を取り消されたときは，直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

2　利用者が前項の行為を行わないときは，指定管理者がこれを行うことができる。この場合の経費は，利用者の負担とする。

（行為の制限）

第 7　利用者及びセンターの入館者は，センターにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　センターの施設又は設備を汚損すること。

(2)　他のものに迷惑を与える行為をすること。

(3)　許可を受けずに物品を陳列し，若しくは販売し，又は広告等を配付すること。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか，指定管理者がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

（損害賠償）

第 8　利用者及びセンターの入館者は，施設，設備，備品等を破損し，又は紛失したときは，その損害額を賠償しなければならない。

2　展示物その他の持ち込み物品等については，利用者の責任において管理するものとし，盗難等により，利用者が損害を被ることがあつても，市及び指定管理者は損害の補償をしない。

（調査等）

第 9　指定管理者は，利用物件について随時調査し，又は利用者に対し所要の報告を求め，若しくは必要な指示をすることができる。

（その他）

第10　その他必要な事項は，その都度指定管理者が指示する。

別記様式第3号(第5条関係)

供　　覧

新潟市産業振興センター利用予約申込書

年　月　日

(あて先)新潟市産業振興センター指定管理者

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)　住　所　　TEL

利用者氏名

催事名			
期間	年　月　日(　)から 年　月　日(　)まで(　日間)		
	準　備(搬入)	開　催	撤　去(搬出)
	年　月　日(　)から 年　月　日(　)まで	年　月　日(　)から 年　月　日(　)まで	年　月　日(　)から 年　月　日(　)まで
利用区分	1　階		
	展示ホール	小会議室	主催者室
	全面・2/3・1/2・1/3	第1・第2・第3・第4	第1・第2・第3
	2　階		
	大会議室	中会議室	多目的スペース

催事の内容		
入場予定者数	1日約　　人／延　　人	
光熱水の特別使用	電気・ガス・水道／冷暖房	裸火使用等　有・無
備考		受付年月日

別記様式第4号(第6条関係)

伺	本申請書のとおり，使用料納付期日を決定してよろしいでしょうか

新潟市産業振興センター使用料納付期日決定申請書

年　月　日

(あて先)新潟市産業振興センター指定管理者

法人にあつては名称及び代表者の氏名　住所　TEL

氏名

年　月　日付けで申請の件については下記のとおり使用料の納付期日決定を受けたいので申請します。

利用年月日	年　月　日から　年　月　日まで
使用料の額	円
納付を希望する期日	年　月　日
納付期日の決定を必要とする理由	

新潟市産業振興センター使用料納付期日決定通知書

年　月　日

様

新潟市産業振興センター指定管理者　印

年　月　日付けで申請のあつた使用料納付期日決定申請について下記のとおり通知します。

使用料の額	円
納付期日	年　月　日まで

別記様式第5号(第9条関係)

新潟市産業振興センター利用中止届出書

年　月　日

(あて先)新潟市産業振興センター指定管理者

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)　住　所　TEL

利用者氏名

年　月　日付 No.______で許可を受けました新潟市産業振興センターの利用につきまして，下記理由のため中止しますので，利用許可書を添えて届け出します。

記

別記様式第6号(第11条関係)

新潟市産業振興センター使用料還付申請書

年　　月　　日

(あて先)新潟市長

法人にあつては名称及び代表者の氏名　住　　所　　　　TEL
利用者氏名　　　　　　　印

次のとおり使用料を返還してくださるよう申請します。

利用許可No.・年月日	No.　　　　　年　　月　　日付
利用期間	年　　月　　日(　　)から 年　　月　　日(　　)まで
利用目的	
利用施設名	
還付を受けようとする理由	
使用料	
還付を受けようとする金額	

別記様式第7号(第12条関係)

新潟市産業振興センター使用料免除申請書

年　　月　　日

(あて先)新潟市産業振興センター指定管理者

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)　住　　所　　　　TEL

利用者氏名

次のとおり使用料を免除してくださるよう申請します。

利用目的	
利用期間	年　　月　　日(　　)から 年　　月　　日(　　)まで
利用施設名等	
免除を受けようとする理由	
使用料	
免除を受けようとする金額	

別記様式第８号(第13条関係)

新潟市産業振興センター指定管理者指定申請書

年　　月　　日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者　名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市産業振興センターの指定管理者の指定を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

別記様式第9号(第15条関係)

第　　　　号

新潟市産業振興センター使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記のものに新潟市産業振興センターの使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限　　　年　　　月　　　日まで

年　　　月　　　日

新潟市長　　　　　　　　　印

別記様式第1号(第4条関係)

(平12規則6・全改，平17規則173・一部改正)

別記様式第2号(第4条関係)

(平12規則6・全改，平17規則173・一部改正)

別記様式第3号(第5条関係)

(平17規則173・一部改正)

別記様式第4号(第6条関係)

(平17規則173・一部改正)

別記様式第5号(第9条関係)

(平17規則173・一部改正)

別記様式第6号(第11条関係)

(平17規則173・一部改正)

別記様式第7号(第12条関係)

(平17規則173・一部改正)

別記様式第8号(第13条関係)

(平17規則173・追加)

別記様式第9号(第15条関係)

(平17規則173・追加)